

第7 製造所等の予防規程

1 予防規程の作成単位（認可の申請）

同一事業所内に複数の危険物施設がある場合は、予防規程対象施設に含めて一の予防規程として作成し、予防規程本文の他に予防規程適用範囲（危険物製造所等の位置・名称を記載した配置図及び当該施設一覧表）を添付するよう指導する。
（昭40.11.2自消丙予発第178号通知）▲

2 予防規程に定める事項

予防規程に定めなければならない事項については、危険物の規制に関する規則第60条の2によるものとする。

予防規程は、事業所の実態に照らし危険物の取扱い形態や規模を考慮して次に掲げる内容等により、安全管理の実効が挙がるよう作成するものであること。

また、事業所の社内規程等の内容が予防規程の法定要件を十分満たしていれば、その様式の如何にかかわらず予防規程として支障ないものであること。